

令和4年4月30日

お客様各位

株式会社システムクレオ
営業統括本部長 浦川 彰

令和4年診療報酬改定後の選択式コメントの入力についてのご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきましてご案内申し上げます。
画像診断の撮影部位(頭部)につきまして、令和4年診療報酬改定により、頭部(副鼻腔を除く。)に変更され、新たに頭部(副鼻腔に限る。)が追加になっております。
審査機関へ確認しましたところ、副鼻腔を撮影された場合は厚生労働省が提供している別表Ⅰに記載してあります診療行為コードにて入力していただいた方が望ましいとのことで回答がございました。
つきましては、別紙の手順書に沿って確認をお願い致します。
大変お忙しいところ申し訳ございませんが、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

■添付資料

・画像診断部位コメントについて

以上